

## 公立大学法人福岡女子大学研究不正防止対策委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人福岡女子大学における研究費の運営・管理に関する規則（平成19年法人規則第30号。以下「規則」という。）第11条第4項の規定に基づき研究不正防止対策委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 理事長は、規則第11条第2項に定める委員のほか、学外の専門家を委員に委嘱することができる。

### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、規則第11条第2項に定めるコンプライアンス統括責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 規則第11条第2項に定める委員のうち各学科教員の委員及び第3条に定める委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は、原則として、非公開とする。

### (事務)

第6条 委員会に関する事務は、規則第11条第3項第1号から第4号及び第6号については地域連携班が、同項第5号については総務班が行う。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 7 日から施行する。